事例No.	120
公表年度	H28
団体の属性	都道府県
団体名	熊本県

事例区分	第三セクター

タグ	・社団法人・財団法人 ・（行政改革）業務の効率化 ・教育・子育て

事例種類	経営健全化に取組んだ事例（経営改革に取組んだ事例（経常赤字から計上黒字への転換、債務超過の解消等）

事例内容・タイトル

健診・検診の普及啓発による受診者増加

出典

第三セクター改革等先進事例集

事例名	健診・検診の普及啓発による受診者増加
団体名	熊本県
法人名	（公財）熊本県総合保健センター

＜地方公共団体のデータ＞※

人口（人）	1,810,343
標準財政規模（百万円）	444,531
財政力指数	0.38688

※ 人口は、住民基本台帳に基づく人口（平成 28 年 1 月 1 日時点）
標準財政規模及び財政力指数は、平成 27 年度決算の数値

＜法人データ＞

[出資等の状況]（平成 28 年 3 月 31 日時点）

熊本県	20（40.0%）
その他	30（60.0%）
役職員数（人）	147

[経営状況]（平成 27 年度決算）

（単位：百万円）

経常収益	1,959
経常損益	59
当期純損益	59

資産	2,631
負債	1,054
純資産	1,577

[法人概要]（設立目的、業務概要等）

熊本県総合保健センターは公衆衛生の重要な課題である生活習慣病やがん予防のために、県民の健康診断、検診、保健指導、普及啓発事業を行い、県民の健康向上に寄与することを目的とし、結核予防会熊本県支部、熊本県対がん協会を発展的に統合し昭和 60 年に設立され、平成 24 年度には公益財団法人へ移行した。

「保健」本来の意味である「健康を守り保つ」ことを強く意識し、さらなる県民の健康向上のため公益法人として責務を果たしている。





1．本事例の概要（取組の内容、ポイント）

当該事例は熊本県総合保健センター受診者の増加により経常収益が増加した事例である。

具体的には、平成 20 年度から開始された高齢者医療確保法に基づく特定健診、特定保健指導に伴い、前年度と比較すると健康診断、各種検診の受診者数が減少、収益も約 3,000 万円減少した。

当センターの受診者数の低下は熊本県全体の健康診断、検診受診率にも大きく影響を与えると考え、受診者へ制度の周知徹底、受診勧奨について実施主体である自治体、企業、健康保険組合等と協力し受診率向上に努め、また、公益法人としての役割を果たすため受診を希望する方を断ることがないよう、施設健診の受入数を増やす等により受診者数が増え、比例して経常収益も増加した。

2．取組の背景、理由、着手のきっかけ

平成 20 年度から、将来的な方向として、数年後を視野に熊本県が所有していた健康センターの土地及び建物の取得や、公益法人への移行を検討しており、熊本県の保健事業を牽引していく立場として、より一層「県民の健康向上に寄与する」ことを強く意識し、高い医療技術、サービスの提供、健(検)診精度の維持のため、安定した経営基盤の確立を目標に受診数、受診率向上を目指した。

※土地及び建物については平成 22 年 4 月取得済

※公益法人への移行は平成 24 年 4 月 1 日移行済

当時の受診数と目標数(市町村集団健診)　　(単位:人)

	H20 の受診者数	5 年後の目標数
特定健診	30,176	34,000
がん検診(延べ)	158,689	170,000

3．取組の具体的内容

(1)取組方針とその決定過程

①主要な課題・論点について

平成 20 年度から高齢者医療確保法に基づく特定健診、特定保健指導が開始されたことに伴い、当センターの事業の柱である市町村集団健診においては、制度の周知不足等から、平成 19 年度と比較して、基本健診(特定健診)が約 8,000 名、がん検診においては、胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮がん検診において延べ約 5,000 名の受診者が減少した。

上記を受け、当センターの設立目的である「県民の健康向上に寄与する」ため、これまで以上に普及啓発を積極的に行うとともに、平成 21 年度以降の受診数、受診率向上に向けた方策を検討した。

②課題・論点解決に向けての検討内容について

平成 20 年度から開始された特定健診では、医療保険者の実施が義務付けられており「がん検診を含む市町村集団健診は国民健康保険加入者のみしか受診できない」と認識していた方が多かったことが受診者が減少した一番の要因と考え、市町村が健診を行う前に実施する健診希望調査送付の際、制度の周知、受診勧奨を含む案内リーフレットを自治体と協力して作成、さらには受診者の利便性を考慮し、それまで特定健診と各種がん検診を別日に実施していた市町村においては、同日に総合的、複合的に実施できる健診計画を市町村に提案することを検討した。

また、国民健康保険以外の社会保険等被扶養者の特定健診も各健康保険組合と自治体との調整を行い、受診できる体制づくりも併せて検討した。

施設健診においても、特定健診開始の影響で受診者数の減少がみられたが、受診者のニーズが集団健診から施設健診に変化していることも考慮し、平成 21 年度から開始された「がん検診推進事業」(対象のがん検診無料クーポン券配布)では、近隣市町村と集団健診以外でもがん検診を受診できる体制の構築、継続的な受診についての普及啓発、今後、施設健診を希望する方のために受入数増加を随時行うことなどを検討した。

③決定された取組方針(解決策)とその決定理由について

上記、検討内容については、全て平成 21 年度から随時取り組み、各市町村や事業場、健康保険組合等において、特定健診やがん検診の受診数、受診率向上の目標は当センターも同様であったことから、両者協力のもと決定した。

3．取組の具体的内容（つづき）

(2)取組の具体的な進め方

市町村健診の案内リーフレットについては、制度周知や健診内容等を図示化したものを自治体担当者と協議を重ね内容を決定し、最終的には当センターが印刷業者に発注、完成品を自治体に納品、自治体から住民へ送付される健診希望調査に同封した。

特定健診、各種がん検診を別日に実施していた市町村には、次年度健診計画の段階で、受診者の利便性向上、又、自治体職員の健診業務にかかる拘束時間の短縮化、効率化を目的に双方の健（検）診を同日に同会場で受診できる体制を提案し、他市町村の実績を交え、双方の受診率向上の相乗効果が期待できることの説明を行い、健診計画に反映させた。

また、市町村が実施する集団健診において、特定健診の実施は市町村国民健康保険加入者のみではなく、社会保険等被扶養者も受診できるよう、市町村、健康保険組合等の代表保険者、当センターの3者協議を行うなどして、受診体制を整備した。

施設健診においては「がん検診推進事業」（対象のがん検診無料クーポン券配布）の開始に伴い、対象者が集団健診以外でもがん検診を受診できるよう当センター施設で受診できる体制を構築し、近隣市町村と契約を締結、また、がん検診と同時に職場の健康診断を実施できる体制等、受入枠を増やす等して希望者に対応できる体制を随時構築した。



4．取組の効果

上記内容の取り組みを継続した結果、平成 27 年度は当センターの事業の柱である市町村集団健診において、平成 20 年度と比較すると、がん検診受診数においては何とか横ばいを保つ程度に留まったものの、特定健診は約 5,000 名増加、また、施設健診においては各種がん検診が延べ 1,800 人増加、受入数増により、日帰り人間ドックや生活習慣病予防健診が約 2,600 名増加し、その他の要因も含め、この期間で約 1 億 2,000 万円の増収となった。（※増収額は健（検）診収益のみ）

＜経営状況＞

受診数　（単位：人）

	H20	H27
特定健診	30,176	34,897
がん検診（施設健診）	6,721	8,523
人間ドック	3,493	4,390
生活習慣病予防検診	9,122	10,876

正味財産増減計算書　（単位：百万円）

	H20	H27
経常収益	1,819	1,959
経常費用	1,792	1,900
経常損益	27	59
当期純損益	17	59

5．今後の課題（今後の方針、残された課題等）

現在、「がん検診のあり方に関する検討会」にて議論されている胃がん検診、乳がん検診の対象者や検査方法の変更については、健診機関である当センターにおいても重要な課題である。

今後の検診方法の変更や追加に備え、技師の育成並びにハード面についても整備を進めている。

また、受診者のニーズが徐々に集団健診から施設健診にシフトしていることを踏まえ、受診者受入枠拡大の手段の一つとして近年中の建物更新等も視野に入れて検討している。

これからも「県民の健康向上に寄与する」立場として継続していくため、健（検）診の普及啓発を第一に、より強固な経営基盤を築くことが必要である。

6．他団体の参考となり得る点（苦労した点、工夫した点、上手く進んだ理由、反省すべき点等）

⑴市町村健診の案内リーフレットについては健診希望調査の際、ほとんどの自治体が世帯に配布することから、健（検）診の受診勧奨、又は受診しない方への普及啓発にもつながっている。

平成 20 年度からは健（検）診の中でも特定健診が大きくクローズアップされ、各医療保険者の受診率目標値も設定されたことから、作成する案内リーフレットも自然と特定健診中心の内容となっており、その効果については、特定健診受診者増にも現れているとおりであり、継続して行うことが重要と考える。

今後も、健（検）診の内容や制度については、受診者に分かり易くアナウンスすることを意識し、継続していく予定である。

⑵各種健（検）診を総合的・複合的に受診できる体制は、受診者の利便性が向上した一方、ある程度の健（検）診スペース、駐車場の確保が必要であったことから、健（検）診会場が限定され、住まいが会場から離れている方（山間部等）については、無料送迎を行うなど対応した。

＜参考＞地方公共団体の問合わせ先

担当課	熊本県健康づくり推進課	連絡先	096-333-2208